

# 一般職種別賃金(PW)について



山 室 誠\*

## 1. はじめに

昭和 37 年 4 月 17 日付をもって、「一般職種別賃金」が改訂され、同年 4 月 1 日から適用されることとなった。そこで、「一般職種別賃金」についての由来、算定方法などについて解説してみることにする。

## 2. 一般職種別賃金(いわゆる「P.W.」)の沿革

「一般職種別賃金」すなわち「P.W.」とは、どんな意味かという点、「Prevailing Wages」あるいは「Prevailing wages by occupation」の訳語である。これを通称「P.W.」と呼んでいる。これは、「その地方においてその職業に対して一般に支払われている賃金」という意味であって、端的にいえば、「そのとき、その地域で行なわれている職種別賃金の平均額」のことである。

ところで、「P.W.」の端緒となると、終戦直後の占領軍の駐留、G.H.Q. の管理下にあった約 15 年も前にさかのぼる。当時のインフレ昂進時代において、わが国再建の第一歩は、インフレにともなう国家支出の激増を抑制し、国家の財政収支のバランスをはかり、流通秩序の確立を期することであったが、そのために、昭和 22 年 9 月 12 日付をもって、「連合国軍最高司令部」から「日本政府」宛の覚え書き「政府諸支出の削減について」が発せられたのである。この覚え書きにもとづいて、昭和 22 年 法律第 171 号「政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律」が制定されたのである。

この法律は、政府に対し、物または役務の提供を行ない、その対価として代金または報酬を請求する場合には、定められた書式による「支払請求内訳書」に、公定価格の定まっている物または役務については、その公定価格を記載し、公定価格の定まっていない物または役務については、原則としてそれを構成する諸要素(材料、労務、諸役務)にまで原価分析し、それらの原価計算の明細を記載しなければならないことを義務づけていたのである。

\* 労働省労働基準局賃金部企画課

「P.W.」とは、この「支払請求内訳書」に記入される労務費の単価として決められたものであって、前述の「法律第 171 号」の第 2 条の規定にしたがい、労働大臣が官報に公示した職種別の賃金のことである。同法では、さらに、政府に対する支払請求の規制のほか、政府職員(都道府県職員をふくむ)は、連合国軍直用労働者および公共事業直用労働者に対し、「P.W.」をこえる賃金を支払ってはならない旨の規定(第 11 条)を設けていたのである。ところが、その後、経済の安定にとまなない、各種物資の統制額の撤廃などにより、同法もその存在の基礎を失ってきたこと、一方、この「法律第 171 号」の根拠である「連合国軍最高司令部覚え書き」の廃止から、昭和 25 年にいたって、法律第 190 号「政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律」をもって、この法律(第 171 号)を廃止することとなったのである。

しかしながら、この法律の適用を受けている連合国軍関係労働者および公共事業関係労働者に対しては、「P.W.」を支払う必要があったので、「法律第 190 号」は、ただし書によって法律第 171 号「政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律」の第 11 条の規定および同条の規定に関連する範囲内における同法第 2 条中の「P.W.」額の告示に関する規定は、その後もなお効力を存することとされたのである。したがって、従来は請負業者にも「P.W.」が適用されてきたが、以後は政府職員(都道府県職員をふくむ)のみに適用されることとなり、直営事業のみについて、「P.W.」が適用されることとなったのである。

さらに、「P.W.」の適用範囲は、昭和 27 年 法律第 174 号「日本国との平和条約の効力の発生および日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条にもとづく行政協定の実施等にもとまなない国家公務員法等の一部を改正する法律」が制定され、それにもとまなって、連合国軍関係労働者に対しては、昭和 27 年以降適用されないこととなったのである。

### 3. 「P.W.」の適用範囲

前述のごとく、幾多の変遷によって、適用範囲も漸次縮小したが、さらに、昭和 27 年以降は、大蔵・労働合同省令をもって「P.W.」適用の公共事業費を定めることとしているが、この合同省令の備考によって、補助費を適用除外することになり、以後は「昭和 22 年法律第 171 号」の 11 条に規定する政府職員の中に都道府県職員をふくめないこととしたのである。

したがって、昭和 27 年以降は、法律的に「P.W.」の適用されるものは、「昭和 27 年大蔵・労働合同省令第 1 号」によって指定された経費を用いて行なわれる公共事業（国の直轄直営の公共事業）の労働者について、政府職員が支払う場合にかぎられることとなっているのである。

### 4. 「P.W.」の効用

ところで、「P.W.」の効用であるが、前述のように、「P.W.」は政府直用の公共事業関係労働者の賃金にのみとかざられているにもかかわらず、便宜的に政府直用以外の公共事業関係労働者の賃金の基準としても参考とせられ、また労働基準法による平均賃金の算定基準、さらに失業対策事業に吸収される労働者の賃金の算定基準などにも用いられているようである。

### 5. 「P.W.」の告示額

ところで、「昭和 22 年法律第 171 号」の第 2 条第 2 項の規定にもとづいて、「一般職種別賃金を定める告示」、つまり「昭和 22 年労働省告示第 8 号」をみると、つぎのようになっている。

#### 一般職種別賃金（労働省告示第 8 号）

昭和 22 年法律第 171 号政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第 2 条第 2 項の規定による一般職種別賃金をつぎのとおり定め、昭和 22 年 12 月 13 日からこれを適用する。

(1) 普通程度の技能、経験または能率を有する労働者に対する一般職種別賃金の基本額は下記一般職種別賃金基本

額表の標準額である。

- (2) 普通程度よりも低い技能、経験または能率を有する労働者に対する一般職種別賃金の基本額は(1)の金額よりも低いが、下記一般職種別賃金基本額表の最低額を下らない。
- (3) 普通程度よりも高い技能、経験または能率を有する労働者に対する一般職種別賃金の基本額は(1)の金額よりも高いが、下記一般職種別賃金基本額表の最高額を越えない。
- (4) 第 1 号の表にかかげられていない職業に対する一般職種別賃金の基本額は必要に応じ労働大臣が第 1 号の表にかかげられた職業との均衡をはかり決定するものとする。
- (5) 単位生産量または単位労働量に対する一般請負単価は第 1 号の日額を 1 日の標準生産量または標準労働量で除して得た商である。
- (6) つぎの手当は前各号による一般職種別賃金の基本額のほかに支給される。
  - ① 時間外または休日の労働に対し、2割5分以上5割以内の割増率で算定する超過労働手当。
  - ② いちじるしい重量物または長大物を取り扱う作業、いちじるしく危険な作業、いちじるしく衛生上有害な作業、いちじるしく不潔な作業、荒天時の屋外作業または深夜の作業に対し3割以内の割増率で算定する特殊作業手当。
  - ③ 役付労働者に対し3割以内の割増率で算定する役付手当。
  - ④ いちじるしく高い技能または能率を有する労働者に対し、3割以内の割増率で算定する技能手当。
  - ⑤ 災害その他さけることができない事由により、その地方において雇い入れることが困難な労働者に対し、3割以内の割増率で算定する特別手当。

なお、「別紙」一般職種別賃金基本日額表は、一般に「中央告示」と称し、下記のように、土木建築業関係 14 職種であり、労働大臣が決定することとなっている。

そのほか、この告示第 8 号の(4)の規定により労働大臣の職権の一部が、つぎの「労働省訓令第 90 号」によって、都道府県労働基準局長に委任されており、各都道府県労働基準局長は、土木関係、林業関係の職種について約 500 職種（平均 1 県当たり 10 職種）の一般職種別賃金を決定している。一般にこれは「地方告示」と呼ばれている。

#### 一 般 職 種 別 賃 金

#### 土 木 建 築 業

職 種 別 最高標準および最低別 都道府県別	大 工			左 官			と び 工			石 工			土工およびこれと同程度の技能、経験を必要とする職業			雑役であって重作業に属するもの			
	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
北 海 道	甲	1136	910	683	1213	970	728	994	795	596	1356	1085	814	875	700	525	825	660	495
	乙	1081	865	649	1163	930	698	956	765	574	1306	1045	784	856	685	514	806	645	484
青 森	甲	900	720	540	925	740	555	813	650	488	1125	900	675	644	515	386	606	485	364
	乙	806	645	484	831	665	499	738	590	443	1044	835	626	581	465	349	544	435	326

労働省訓令第 90 号

都道府県労働基準局長

昭和 22 年 12 月 27 日労働省告示第 8 号 4 の規定による労働大臣の職権は、当該都道府県労働基準局の管轄区域に係る職業に対する一般職種別賃金については、当該都道府県労働基準局長がこれを行なうものとする。

右訓令する。

昭和 22 年 12 月 27 日

労働大臣 米窪 満亮

6. 「P.W.」の基礎資料

ところで、「P.W.」は、労働省が実施している「屋外労働者職種別賃金調査」の結果にもとづいて決定されるものである。

(1) 今回までの改訂概要

そこでまず、金額改正の推移をみると、「昭和 22 年労働省告示第 8 号」によって官報に公示されて以来、その後、現在までの公示金額の改正は、つぎのとおりである。

- 昭和 23 年 4 月(告示第 4 号)
- ” 23 年 8 月( ” 29 号)
- ” 23 年 12 月( ” 44 号)
- ” 26 年 1 月( ” 1 号)
- ” 26 年 10 月( ” 20 号)
- ” 27 年 11 月( ” 25 号)
- ” 28 年 11 月( ” 26 号)
- ” 32 年 4 月( ” 11 号)
- ” 35 年 4 月( ” 12 号)
- ” 36 年 4 月( ” 18 号)
- ” 37 年 4 月( ” 17 号)

つぎに、代表職種として、たとえば「大工」について、これら「P.W.」の改正時点別の推移を主要地域別にみると、表-1 のとおりである。なお、本表の金額は「1 日実働 8 時間」に対する「標準基本日額」により表示したものである。

全国的にみて比較的高い「東京」の場合について見ると、「P.W.」設定当初「145 円」であったものが、最近では「970 円」と、過去 15 年間に約 6.7 倍となっている。また、比較的低い地域と考えられる「宮崎」の場合についてみると、「95 円」が最近では「715 円」と、約

表-1 主要地域別「P.W.」額の推移(大工)(単位 円)

地域 年月	北海道	福島	東京	愛知	広島	宮崎
22.12	170	105	145	95	125	95
23. 4	240	160	220	195(165)	225(170)	155
23. 8	320	240	300	275(245)	305(200)	250
23.12	385	305	385	350(315)	370(325)	305
26. 1	410	325	410	375(335)	395(345)	325
26.10	490(470)	360	470	450(400)	455(395)	360
27.11	590(565)	395	515	495(440)	525(455)	395
28.11	590(565)	395	515	495(440)	525(455)	395
32. 4	615(590)	440	575	560(495)	565(490)	440
35. 4	665(635)	475	640	640(565)	625(545)	475
36. 4	745(710)	545	770	770(680)	690(600)	545
37. 4	910(865)	680	970	970(855)	865(755)	715

(注) 1. 1 日実働 8 時間に対する標準額を示す。

2. カッコ内は乙地区を示す。

7.9 倍となっており、一般に市街地より増加率が顕著である。

つぎに、「東京」および「宮崎」両地域間における、「P.W.」の各時点における地域格差(東京=100 とする)についてみると、設定当初が約 66% と最も大きなひらきがみられる。しかし、その後は大体 70~80% 台の地域間格差となっており、最近では約 74% となっている。

(2) 屋外労働者職種別賃金調査

「P.W.」策定のための基礎資料である「屋外労働者職種別賃金調査」の概要についてみることにしよう。

① 本調査の目的は、通常屋外労働者といわれている建設業、港湾運送業および陸上運送業の事業所に雇用される労働者の賃金を職種別に調査し、地域別、雇用形態別および賃金形態別にその実態を明らかにすることであり、もちろん、「P.W.」策定のための調査ではない。なお本調査は、指定統計第 53 号となっている。

② 本調査の時期および期間は、原則として、毎年 8 月現在における 1 カ月間の労働日数、労働時間数および現金給与額について、同年 9 月に調査を行なっている。

③ 本調査の範囲は「P.W.」に関係のある建設業についてみると、日本標準産業分類の「E 15 総合工事業」、「E 16 職別工事業」および「E 17 設備工事業」のうち、民営事業所であって、10人以上の労働者(職員をふくむ常用労働者および日雇労働者)を雇用する事業所となっ

基本日額表

板金工			屋根ふき工			配管工			塗装工			電工、畳工、建具工、鉄骨工、鉄筋工、ダイル工、スレート工、れんが積み工およびこれらと類似の職業または同程度の技能、経験を必要とする職業			コンクリート工、製材工、ガラス工およびこれらと類似の職業または同程度の技能、経験を必要とする職業			かじ工、溶接工およびこれらと類似の職業または同程度の技能、経験を必要とする職業					
最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低			
544	435	326	1006	805	604	1156	925	694	925	740	555	1050	840	630	1113	890	668	1069	855	641	975	780	585
519	415	311	956	765	574	1113	890	668	881	705	529	1000	800	600	1069	855	641	1013	810	608	950	760	570
419	335	251	844	675	506	900	720	540	750	600	450	813	650	488	894	715	536	825	660	495	813	650	488
394	315	236	769	615	461	806	645	484	688	550	413	725	580	435	813	650	488	756	605	454	744	595	446

ている。

また、調査対象職種は、建設業の場合、つぎの 30 職種となっている。

大工、とび工、土工、重作業人夫、軽作業人夫（男・女）、石工、左官、れんが積工、タイル張工、屋根ふき工、板金工、電気工、配管工、塗装工、溶接工、貨物自動車運転手、はつり工、機械運転工、型わく工、コンクリート工、鉄筋工、鉄骨工、建具工、内装工、坑夫、職長、各種見習（手元）、潜かん工、ボーリング工。

④ 調査方法は労働大臣官房労働統計調査部の企画、指導のもとに、都道府県労働基準局が労働基準監督署を通じて行なう使用者側の実地調査である。

⑤ 本調査の結果は、おおよそ、翌年上半年頃までに「屋外労働者職種別賃金調査報告」として、大臣官房労働統計調査部より公表されている。

昭和 36 年 8 月分について調査した建設業の場合における結果表はつぎのとおりである。

第 1 表 産業別労働者数、労働日数、労働時間数および 1 日当り賃金。

第 2 表 産業、雇用形態、賃金形態および住込・通勤別労働者数、労働時間数および 1 日当り賃金（主要職種）。

第 3 表 都道府県、産業および雇用形態別労働者数、労働日数、労働時間数および 1 日当り賃金（主要職種）。

第 4 表 都道府県別労働者数、労働日数、労働時間数および 1 日当り賃金（特定職種）。

第 5 表 産業、雇用形態および賃金階級別労働者数（主要職種）。

第 6 表 産業および賃金階級別労働者数（特定職種）。

### （3）調査結果の概要

ところで、建設業における最近の調査結果の概要（36 年 8 月分）についてみると、表-2 のとおりである。これは、常用および日雇労働者をふくめた 1 人 1 日当りの現金給与額について、主要職種別の全国平均の結果を示したものである。

本表によると、各職種とも異常だといえるほど、前年を大きく上まわる増加率を示し、特に「左官」の場合

表-2 主要職種別 1 日あたり平均賃金

職 種	1 日あたり平均賃 金	対 前 年 比	
		賃 金	労働時間
	円	%	%
大 工	957	126.9	101.2
と び 工	932	123.3	101.1
土 工	767	123.3	101.1
重 作 業 人 夫	627	119.9	100.0
軽 作 業 人 夫	447	118.9	100.0
石 工	1 079	117.0	101.2
左 官	992	130.0	100.0

（注）36 年 8 月分

は、前年を 30% も上まわる増加率となっている。このように、例年にならぬ賃金上昇率をもたらした要因としては、調査対象月当りが、設備投資ブームのピーク時であったこと、建設ブームによる技能労働者の絶対的不足ということなどが反映しているものであろう。なお、これらの賃金上昇は、平均労働時間が 35 年とほとんど差がないということも合わせ考慮するならば、そのまま賃金水準の上昇とみてもよいであろう。

## 7. 「P.W.」の算定方法

### （1）地域別職種別賃金の把握

ところで、「P.W.」の基礎資料である「屋外労働者職種別賃金調査」の概要は、前述のとおりであるが、この調査結果を、そのまま「P.W.」の金額とすることには、つぎのような問題があげられる。

① 調査結果は、1 人 1 日当りの平均現金給与額であり、これには、超過労働時間に対する割増賃金がふくまれていること。

② 同一労働市場に属する隣接地域間の賃金のバランスをとらなければならないこと。

そこで、第 1 の問題であるが、「P.W.」は上述のごとく休憩時間をのぞく 1 日実働 8 時間に対するものであるから、この点を考慮しなければならない。そこで、たとえば、A 県における B 職種の 1 人 1 日当りの平均現金給与額が「950 円」、平均実労働時間数が「9.2 時間」という結果を示している場合について、その調整方法を示してみよう。

① 超過労働時間  $9.2 - 8.0 = 1.2$  時間

② 超過労働時間に見合う割増賃金

$$950 \text{円} - \frac{950 \text{円}}{1.2 \times 1.25 + 8} \times 8 = 150 \text{円}$$

（8 時間をこえる労働時間については 2 割 5 分の割増賃金がつくものとする）

③ 実労働時間 8 時間に見合う賃金

$$950 \text{円} - 150 \text{円} = 800 \text{円}$$

したがって、A 県における B 職種の 1 日実働 8 時間に対する賃金は「800 円」とすればよい。なお、この場合における時間外割増率は 2 割 5 分として計算し、8 時間当りの賃金に換算しているものである。

以上の過程を職種別・地域別に展開することによって、第 1 の調整が得られるものである。

つぎに、第 2 の問題であるが、統計調査の結果としては隣接地域の賃金額にアンバランスがあっても、別に問題は生じないのであるが、「P.W.」は、前述のように、国の直轄直営の公共事業にのみ適用されるものであり、たとえば、A、B および C の各県がたがいに隣接し、同一労働市場を形成している場合などは、金額調整を中心とした、地域間の均衡をはかる必要がある。

この点を考慮することが第2の問題である。

## (2) 「P.W.」金額表(告示額)の作成

前述のような、調整、検討の過程を経ることによって得られる引上率を、「旧 P.W.」の職種別、都道府県別「標準基本日額」に乘じ、これに端数処理(たとえば円単位の数値が1円・2円→0円に、3円・4円・6円・7円→5円に、8円・9円→10円のごとく、末尾の数値が0または5となるようにする)したものが、「P.W.標準基本日額表」における標準額となるのである。これは、休憩時間をのぞく1日実働8時間に対するものである。

さらに、技能差と関連のある最高額、最低額の算定方法は、上記「標準基本日額」に1.25を乗じたものを最高額とし、0.75を乗じたものを最低額としたものである。

なお「標準基本日額」の上下に25%の巾があるのは、一般に統計学的見地から、ある職種の賃金階級別労働者分布をみた場合、算術平均を中心に25%上下の巾をとれば、大部分の労働者がふくまれることとなる。この範囲外にある労働者は、その職種の見習者的な者、またはその職種の役付者、棟領といったいわば他の職種とみられるものと考えられている。

以上のような方法により、職種別、地域別の表にまとめあげたものが、労働省告示として官報に公示される改正金額となるのである。

## (3) 今回のおもなる改正点

昭和37年4月労働省告示第17号として官報に公示された「P.W.」の主要改正点を見ると、第1点は、近年にない大巾な引上げを行なったこと。第2は、最近における市町村合併、労働市場の変遷などによる地域区分の大改正が行なわれ、同一県内において「甲」「乙」の2区分されていたものが、県一本になった地域、あるいは「乙」地区の市町村が「甲」地区に変更されたものなど、かなりみられること。第3は、従来「土工」と「重作業人夫」は、一本の職種に統合されていたが、これを、それぞれ別個の職種として独立させたこと。これは、作業態様もかなり異なり、賃金にも差がみられ、かつ労働者数もかなり存在していることからである。

したがって、従来の中央告示職種は13職種であった

が、今回より14職種となっている。

## 8. 「P.W.」利用上の留意点

つきに、「P.W.」の利用上の留意点についてみることにしよう(前掲「労働省告示第8号」参照)。

### (1) 技能差の設定

上述のように、「P.W.」の「基本日額表」には、標準額の上下に25%の巾(最高・最低)が設けられていることに注意しなければならない。「P.W.」は職種別に定められているが、一つの職種に対する賃金は、実際には単一の額ではないのである。同一職種のなかでも、現実にはこれらの作業を遂行する労働者の技能、経験または能率には一定の巾があるものである。

したがって、このような点に留意して、「労働省告示第8号1~3」までの取り扱い方法がなされているのである。

### (2) 諸手当の種類

また、「P.W.」には、告示された「基本日額」のほかに、「労働省告示第8号6の①~⑤」に記載の諸手当をもふくまれるものである。これらは、当該職種における固有の一般的な性質にもつき支払われる「基本日額」のほかに、個々の労働者が一定の条件に該当する場合のみ支給される賃金である。

① 第1番目の「超過労働手当」の割増率の算定基礎となるのは、「基本日額」のほか、ほかの手当が支給されている場合には、これらも導入されるものである。

② 第2番目のこれら「特殊作業手当」の算定基礎となるのは、「基本日額」のほか、「役付手当」、「能率手当」などが支給されている場合には、これらも算入されるものである。

また、2種類以上の場合でも、重複して支給できるものとされている。

### (3) 請負給の単価

なお、そのほか出来高払制については、「基本日額表」の標準額を、1日の「標準生産量」または「標準労働量」で除したものを、「単位生産量」または「単位労働量」あたり賃金と見なすこととなっているのである。

(原稿受付:1962.6.4)

---

COASTAL ENGINEERING IN JAPAN, VOL. I (1958)	B 5判 147 頁	実費 250 円 ( 〆 共)
COASTAL ENGINEERING IN JAPAN, VOL. II (1959)	B 5判 122 頁	〃 300 円 ( 〆 )
COASTAL ENGINEERING IN JAPAN, VOL. III (1960)	B 5判 303 頁	〃 500 円 ( 〆 )
COASTAL ENGINEERING IN JAPAN, VOL. IV (1961)	B 5判 122 頁	〃 700 円 ( 〆 )

---